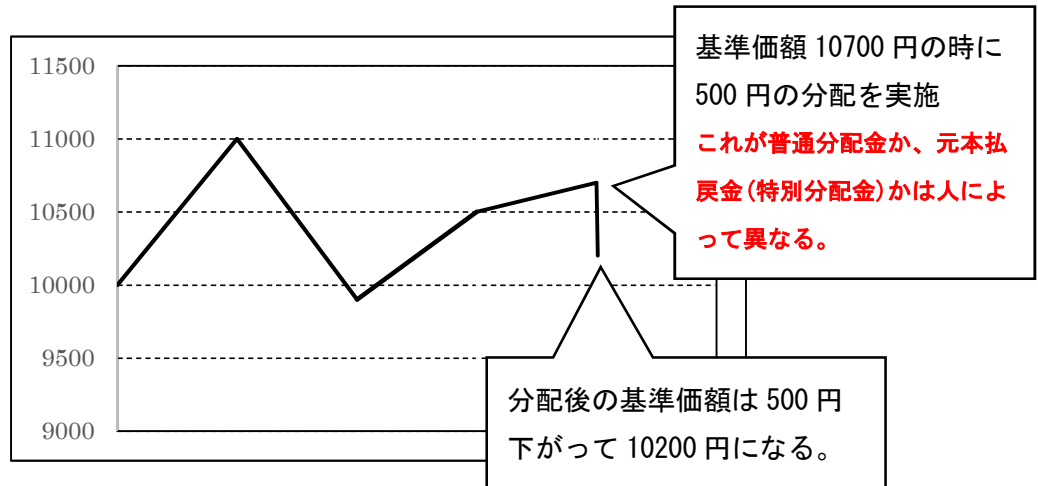


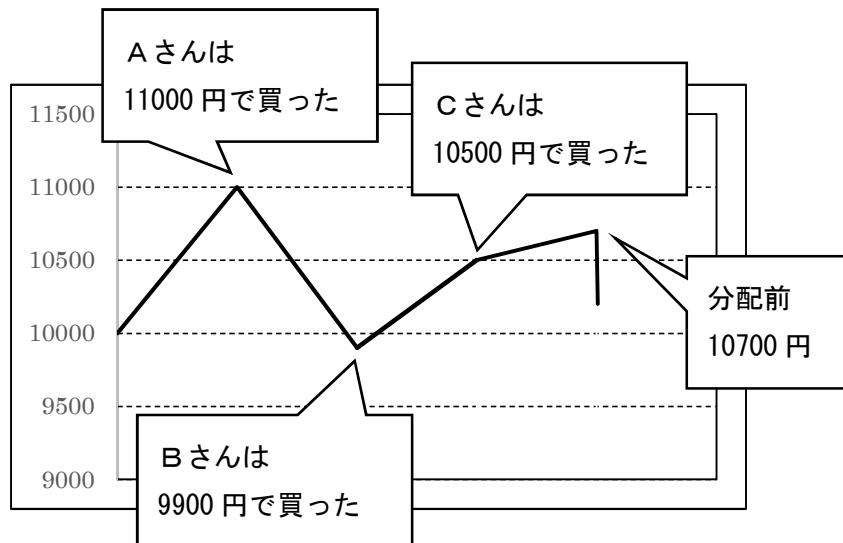
投資信託の分配金

【普通分配金と元本払戻金(特別分配金)の区別】

同じオープン型投信を購入して1口当たり500円の分配金を受け取ったとしても、「いくらが普通分配金、で元本払戻金(特別分配金)なのか」は、人によって異なる。なぜなら購入時期が異なると「いくらで買ったか(個別元本)」が異なるから。



数値例



Aさん：11000円で買った投信が、今10700円に値下がりしたので損している。

受け取った分配金500円は利益ではない(＝元本払戻金(特別分配金))。

Bさん：9900円で買った投信が、今10700円に値上がりしたので800円儲かっている。

受け取った分配金500円は全て利益(＝普通分配金)。

Cさん：10500円で買った投信が、今10700円に値上がりしたので200円儲かっている。

受け取った分配金500円のうち、200円は利益(＝普通分配金)、残りの300円は利益ではない(＝元本払戻金(特別分配金))。

分配前の 基準価額 (時価)	分配前の 個別元本 (購入単価)	損益	分配金	(税引前)	
				普通 分配金	特別 分配金
10,700 円	Aさんは11,000 円で 買ったので	▲300 円(損)している	500 円	0 円	500 円
	Bさんは9,900 円で 買ったので	+800 円(得)している	500 円	500 円	0 円
	Cさんは10,500 円で 買ったので	+200 円(得)している	500 円	200 円	300 円

普通分配金は利益なので復興特別所得税を含めて 20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%）の税金が源泉徴収される。

元本払戻金(特別分配金)は利益ではないので課税はされないが、個別元本が引き下げられる。

	分配金への課税	個別元本
普通分配金	課税される	影響しない
特別分配金	課税されない	減少する

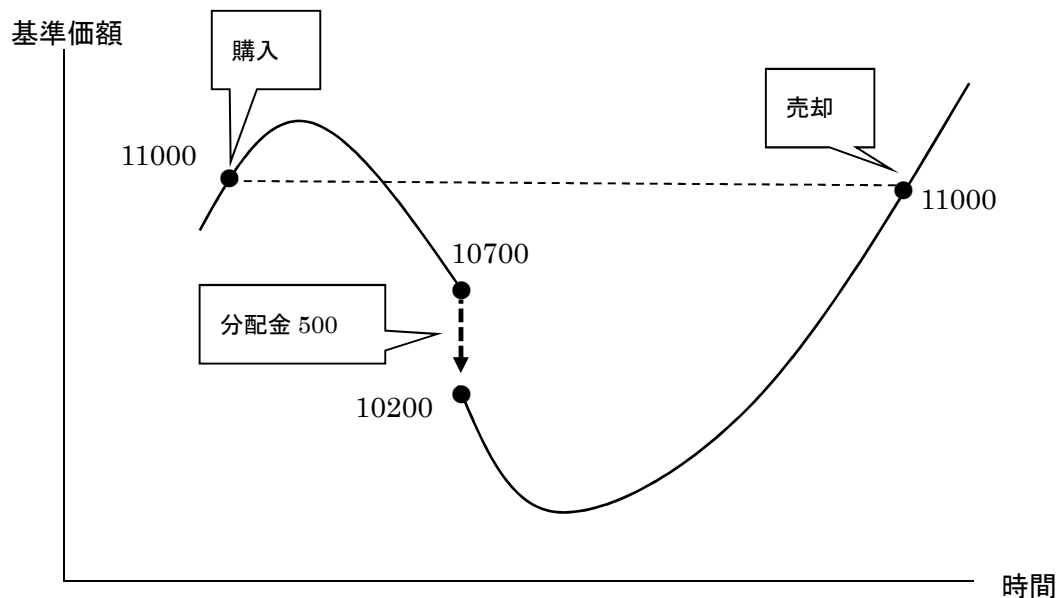
したがって分配後の個別元本は以下のようになる。

分配前の 基準価額 (時価)	分配金	分配後の 基準価額 (時価)	分配前の 個別元本 (購入単価)	損益	分配金	(税引前)		分配後の 個別元本
						普通 分配金	特別 分配金	
10,700 円	500 円	10,200 円	11,000 円	▲300 円	500 円	0 円	500 円	11,000 円－500 円 ＝10,500 円
			9,900 円	+800 円	500 円	500 円	0 円	9,900 円
			10,500 円	+200 円	500 円	200 円	300 円	10,500 円－300 円 ＝10,200 円

【特別分配金が個別元本を引き下げる理由】

数値例

Aさんは基準価額 11,000 円の時に購入した（Aさんの個別元本は 11,000 円）。
基準価額が 10,700 円の時に分配金 500 を受け取った。
その後、基準価額が 11,000 円に回復した時に売却した。



Aさんが受け取った分配金 500 円は、Aさんにとって利益の分配にはならないので元本払戻金（特別分配金）であり、非課税扱いであった。

その後、基準価額が 11,000 円に回復した時に売却する。この時、「11,000 円で購入したものを 11,000 円で売却したのだから利益（所得）はゼロ」とすると、投資全体で分配金 500 円が課税を受けないままになってしまう。

かといって分配金 500 円を受け取った時点で課税するのも不合理である。

そこで、元本払戻金(特別分配金)500 円を受け取った時点で、Aさんの個別元本を 500 円だけ引き下げて 10,500 円としておけば、売却した時点で「10,500 円で購入したものを 11,000 円で売却した」として 500 円を利益（所得）として課税できる。